

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 56(オ)575	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	土地所有権移転登記手続	原審事件番号	昭和 55(ネ)1414
裁判年月日	昭和 56 年 10 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 3 月 27 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 134 号 23 頁		

判示事項	農地の受贈者の贈与者に対して有する知事に対する所有権移転許可申請協力請求権と消滅時効
裁判要旨	農地の受贈者の贈与者に対して有する知事に対する所有権移転許可申請協力請求権は、民法一六七条一項所定の債権にあたる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人木村幸正の上告理由第一点について <u>農地の受贈者の贈与者に対して有する知事に対する所有権移転許可申請協力請求権は、民法一六七条一項の債権にあたり、右請求権は贈与契約成立の日から一〇年の経過により時効によつて消滅する</u> とした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない（最高裁昭和四九年（オ）第一一六四号同五〇年四月一日第二小法廷判決・民集二九卷四号四一七頁参照）。論旨は、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。 同第二点について 所論の点に関する原審の判断は、その説示に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 藤崎万里 裁判官 団藤重光 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝)

※参考：判例タイムズ 454 号 83 頁、判例時報 1021 号 103 頁